

別紙 事業実施主体ごとの事業要件

(1) 集落営農組織

事業区分	事業要件
各区分共通	・地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている又は事業実施年度末までに位置付けられることが確実であること。 ・組織に関する定款又は規約があり、総会、収支（会計）の計画及び事業計画等に基づき集落営農活動（一つ又は複数の集落を一つの単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化又は統一化に関する合意のもとに実施される営農活動）を行う組織であること。 ・原則として、集落（複数の集落で活動する組織の場合は、主な活動エリアとなる集落）を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していること（集落内のおおむね過半の農家に参加している場合はこれを含むものとする）。 次のいずれかに該当する場合には、おおむね過半の参加を下回っていても事業実施主体とします。 （ア）設立から 5 年を経過していない組織である場合 （イ）関連する地域計画の対象地区内に他の集落営農組織がない場合 ・構成員及び役員は、常時従事者（農業に年間 150 日以上従事する者）が 3 人以上いること。 ・各地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会において、「集落営農組織等整理シート」を作成すること。 ・特定農作業受託を行っていること又は事業実施年度から特定農作業受託を行うこと。ただし、設立 3 年以内の集落営農組織については、第 5 の目標年度までに特定農作業受託を行うことが確実であれば、事業実施主体として認めるものとする。
新設組織支援区分	・事業実施年度末において組織設立から 3 年を経過しない集落営農組織であること。また、第 5 の目標年度までに特定農作業受託を行うことが確実であること。
規模拡大支援区分	・目標年度までに、1 ヘクタール以上の経営面積を拡大すること。
経営維持支援区分	・経営面積を維持又は拡大する計画であること（経営面積がなく作業受託等を行う場合は対象としない）。
特別承認支援区分	・補助率又は交付率等が 2 分の 1 以内の国事業を活用する場合に対象とする。

(2) 集落営農法人

事業区分	事業要件
各区分共通	・法人格を有していること。 ・地域計画に認定農業者として位置付けられている又は目標年度までに位置付けられることが確実であること。 ・組織に関する定款又は規約があり、総会、収支（会計）の計画及び事業計画等に基づき集落営農活動（一つ又は複数の集落を一つの単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化又は統一化に関する合意のもとに実施される営農活動）を行う組織であること。 ・原則として、集落（複数の集落で活動する組織の場合は、主な活動エリアとなる集落）を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していること（集落内のおおむね過半の農家に参加している場合はこれを含むものとする）。 次のいずれかに該当する場合には、おおむね過半の参加を下回っていても事業実施主体とします。 （ア）設立から5年を経過していない組織である場合 （イ）関連する地域計画の対象地区内に他の集落営農組織がない場合 ・構成員及び役員は、常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。 ・各地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会において、「集落営農組織等整理シート」を作成すること。 ・利用権設定等による経営面積を有していること。
新設法人支援区分	・事業実施年度末において法人設立から5年を経過しない集落営農組織であること。
規模拡大支援区分	・目標年度までに、3ヘクタール以上（中間農業地域にあつては2ヘクタール、山間農業地域にあつては1ヘクタール以上）の経営面積を拡大すること。
経営維持支援区分	・経営面積を維持又は拡大する計画であること（経営面積がなく作業受託等を行う場合は対象としない）。
規模拡大支援及び経営維持支援のうち組織間の連携の場合	・地域計画又は地域農業戦略に基づき、複数の組織及び個人で農業用機械及び農業用施設等の共同利用等を行うものとする。 なお、地域農業戦略とは、複数集落を活動範囲として、集落営農法人、地域農業法人又は農業サービス事業体を含む複数の組織及び個人が連携して取り組む地域農業のビジョン・行動計画・各組織の役割等をまとめたもので、策定にあたっては、市町村、農業協同組合、農業振興センター及び関係組織などによる協議の場を設け、地域計画及び当該地域における策定済の計画等との整合に留意して取り組むものとする。
特別承認支援区分	・補助率又は交付率等が2分の1以内の国事業を活用する場合に対象とする。

(3) 地域農業法人

事業区分	事業要件
各区分共通	・法人格を有していること（3親等以内の者のみで構成する法人は対象とならないものとする）。 ・地域計画に認定農業者として位置付けられている又は目標年度までに位置付けられることが確実であること。 ・地域計画の策定及び実行のための地域における話し合いにより位置付けられ、地域内の担い手（個人）が引き受けきれない農地の受け皿となり、農地を利用した農業経営及び新規就農者を育成する取り組みを行うこと。 ・農業の常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。ただし、構成員に市町村又は農業協同組合が含まれ、かつ、役員に市町村又は農業協同組合に在籍する者がいる場合は、この限りでない。 ・利用権設定等による経営面積を有していること。
新設法人支援区分	・事業実施年度末において組織設立から5年を経過しない法人であること。
規模拡大支援区分	・目標年度までに、3ヘクタール以上（中間農業地域にあつては2ヘクタール、山間農業地域にあつては1ヘクタール以上）の経営面積を拡大すること。
経営維持支援区分	・経営面積を維持又は拡大する計画であること（経営面積がなく作業受託等を行う場合は対象としない）。
規模拡大支援及び経営維持支援のうち組織間の連携の場合	・地域計画又は地域農業戦略に基づき、複数の組織及び個人で農業用機械及び農業用施設等の共同利用等を行うものとする。 なお、地域農業戦略とは、複数集落を活動範囲として、集落営農法人、地域農業法人又は農業サービス事業体を含む複数の組織及び個人が連携して取り組む地域農業のビジョン・行動計画・各組織の役割等をまとめたもので、策定にあたっては、市町村、農業協同組合、農業振興センター及び関係組織などによる協議の場を設け、地域計画及び当該地域における策定済の計画等との整合に留意して取り組むものとする。
特別承認支援区分	・補助率又は交付率等が2分の1以内の国事業を活用する場合に対象とする。

(4) 農業サービス事業体

事業区分	事業要件
各区分共通	・法人格を有していること（3親等以内の者のみで構成する法人は対象とならないものとする）。 ・地域計画に位置付けられている又は事業実施年度末までに位置付けられることが確実であること。 ・複数の集落において、農作業の受委託又は農業用機械の共同利用等を複数の組織で連携して取り組む計画があり、その計画において中核を担う組織になること。 ・農業の常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。ただし、構成員に市町村又は農業協同組合が含まれ、かつ、役員に市町村又は農業協同組合に在籍する者がいる場合は、この限りでない。
規模拡大支援区分	・目標年度までに、事業にかかる受益地が3ヘクタール以上（中間農業地域にあっては2ヘクタール、山間農業地域にあっては1ヘクタール以上）拡大すること。
規模拡大支援のうち組織間の連携の場合	・地域計画又は地域農業戦略に基づき、複数の組織及び個人で農業用機械及び農業用施設等の共同利用等を行うものとする。 なお、地域農業戦略とは、複数集落を活動範囲として、集落営農法人、地域農業法人又は農業サービス事業体を含む複数の組織及び個人が連携して取り組む地域農業のビジョン・行動計画・各組織の役割等をまとめたもので、策定にあたっては、市町村、農業協同組合、農業振興センター及び関係組織などによる協議の場を設け、地域計画及び当該地域における策定済の計画等との整合に留意して取り組むものとする。
特別承認支援区分	・補助率又は交付率等が2分の1以内の国事業を活用する場合に対象とする。